

○津島市母子・父子家庭医療費の支給に関する条例

昭和53年10月9日条例第33号

〔注〕平成17年12月から改正経過を注記した。

改正

昭和55年3月31日条例第13号

昭和57年10月1日条例第23号

昭和58年4月1日条例第5号

昭和61年7月1日条例第16号

平成3年7月12日条例第11号

平成11年3月31日条例第8号

平成12年6月30日条例第31号

平成13年3月30日条例第12号

平成14年10月3日条例第35号

平成15年6月30日条例第23号

平成17年12月21日条例第44号

平成18年6月28日条例第37号

平成19年3月23日条例第10号

平成19年12月27日条例第34号

平成20年3月31日条例第5号

平成20年9月29日条例第25号

平成23年7月1日条例第18号

平成26年6月30日条例第22号

平成26年9月30日条例第30号

平成28年3月30日条例第17号

津島市母子・父子家庭医療費の支給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれら家庭の児童の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を支給し、もって福祉の向上に寄与することを目的とする。

(受給資格者)

第2条 この条例により、母子・父子家庭医療費の支給を受けることができる者（以下「受給資格

者」という。)は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者(以下「被保険者等」という。)であって、市内に住所を有するもののうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第6条第1項に規定する配偶者のない女子で18歳以下の者(18歳の者にあつては、18歳に達した日の属する年度の末日までを18歳以下の者とし、同日以後引き続いて小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)又は中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)に在学する者を含む。以下「児童」という。)を現に扶養しているもの(以下「母子家庭の母」という。)
- (2) 法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で児童を現に扶養しているもの(以下「父子家庭の父」という。)
- (3) 前2号に掲げる者に現に扶養されている児童
- (4) 父母のいない児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな

- (1) 母子家庭の母及び父子家庭の父(以下「母子家庭の母等」という。)でその者の前年(1月から7月までの間にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。)の所得が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該母子家庭の母等が前年の12月31日において生計を維持した扶養親族等でない18歳未満の者(当該母子家庭の母等が同日において生計を維持した20歳未満の者で児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)別表第1に定める程度の障害の状態にあるものを含む。)の有無及び数に応じて同令第2条の4第2項に定める額以上であるもの並びにその者に現に扶養されている児童
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上75歳未満の者
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
- (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者
- (5) 津島市子ども医療費支給条例(昭和48年津島市条例第12号)に規定する未就学児及び津島市心身障害者医療費支給条例(昭和48年津島市条例第27号)により医療費の支給を受けること

ができる者

(6) 法令の規定によりこの条例と同等な医療に関する給付を受けることができる者

3 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の支給の制限に係る所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

(病院等に入院等をしている被保険者等の特例)

第2条の2 国民健康保険法第116条の2第1項各号に掲げる病院、診療所、施設又は住居（以下この条において「病院等」という。）に、入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、市外に住所を変更したと認められる前条第1項各号に該当する被保険者等（同条第2項の規定に該当する者を除く。）については、同条第1項の規定にかかわらず、受給資格者とする。

2 病院等に入院等をしたことにより、市内に住所を変更したと認められる前条第1項の規定に該当する者については、同項の規定にかかわらず、受給資格者としなない。ただし、入院等をする前に住所を有していたと認められる市町村からこの条例と同等な医療に関する給付を受けることができない等特別の事情があると市長が認める者については、この限りでない。

(受給者証)

第3条 この条例による母子・父子家庭医療費の支給を受けようとする受給資格者は、あらかじめ、市長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による母子・父子家庭医療費の支給を受ける資格を証する母子・父子家庭医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。

2 受給者証の交付を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）は、次条第1項の規定により母子・父子家庭医療費の支給を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）について診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

(医療費の支給)

第4条 市長は、受給者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則に定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額（以下「医療保険自己負担額」という。）を母子・

父子家庭医療費（以下「医療費」という。）として支給する。

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定した額）とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 市長は、受給者が医療機関等で医療を受けた場合には、第1項の規定により、受給者に支給すべき額の限度において、受給者が当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、受給者に対し、医療費の支給があったものとみなす。

（届出の義務）

第5条 受給者は、規則で定める事項について変更があったとき又は医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その旨を速やかに、市長に届け出なければならない。

2 受給者証の交付を受けた者が受給資格者でなくなったときは、その旨を速やかに、市長に届け出るとともに受給者証を返還しなければならない。

（損害賠償との調整）

第6条 市長は、受給者が医療費の支給に係る疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度において、医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

（不正利得の返還）

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者がいるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（受給権の保護）

第8条 この条例により医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することはできない。

（報告）

第9条 市長は、医療費の支給に関し必要があると認めるときは、受給者証の交付を受け、若しくは受けようとする者、又は医療費の支給を受け、若しくは受けようとする者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和53年11月1日から施行する。

(津島市母子家庭児童に対する医療費の助成に関する条例の廃止)

- 2 津島市母子家庭児童に対する医療費の助成に関する条例(昭和53年条例第12号)は、廃止する。

附 則(昭和55年3月31日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(昭和57年10月1日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年4月1日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。

附 則(昭和61年7月1日条例第16号)

この条例は、昭和61年8月1日から施行する。(後略)

附 則(平成3年7月12日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成3年8月1日から施行する。

(津島市父子家庭児童に対する医療費の助成及び援護に関する条例の廃止)

- 2 津島市父子家庭児童に対する医療費の助成及び援護に関する条例(昭和53年津島市条例第41号)は、廃止する。

(津島市老人医療費の助成に関する条例の一部改正)

- 3 津島市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年津島市条例第13号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(津島市戦傷病者医療費支給条例の一部改正)

- 4 津島市戦傷病者医療費支給条例(昭和57年津島市条例第24号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成11年3月31日条例第8号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年6月30日条例第31号)

- 1 この条例は、平成12年8月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に改正前の津島市母子家庭等医療費の支給に関する条例第3条の規定に

よりなされた申請、手続きその他の行為は、改正後の津島市母子家庭等医療費の支給に関する条例第3条の規定によりなされた申請、手続きその他の行為とみなす。

- 3 この条例の施行前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月30日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条から第4条までの規定による改正後の各条例の規定は、平成13年1月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 第1条から第4条までの規定による改正前の各条例の規定に基づいて平成13年1月1日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成14年10月3日条例第35号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成14年10月1日から適用する。
- 2 改正前の各条例の規定に基づいて平成14年10月1日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成15年6月30日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月21日条例第44号）

この条例は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成18年6月28日条例第37号）

この条例は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第10号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月27日条例第34号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日条例第5号抄）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る心身障害者医療費及び母子家庭等医療費の支給並びに精神障害者医療費の助成については、な

お従前の例による。

附 則（平成20年 9 月29日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年 7 月 1 日条例第18号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年12月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 6 月30日条例第22号）

この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 9 月30日条例第30号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月30日条例第17号）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。